令和８年度　無人航空機（ドローン）整備事業　仕様書

この仕様書は、志太広域事務組合（以下「組合」という。）が実施する令和８年度　無人航空機（ドローン）整備事業について、購入する資機材の仕様その他必要な事項を定めるものとする。

１　購入物品名及び数量

マルチローター型小型産業用無人航空機　２式

２　内訳（１式あたり）

番号	項目	数量
1	マルチローター型小型産業用無人航空機本体	１機
2	送信機（プロポーショナルコントローラ）（以降「送信機」と記述）	１個
3	プロペラ（標準付属以外）	2 組
4	機体用バッテリー	4 個
5	電源アダプター	１個
6	充電ハブ	１個
7	キャリングケース	１個
8	送信機用外付けバッテリー	1 個
9	送信機ストラップ	1 個
10	送信機表示部位表面保護材	1 個
11	無人航空機搭載用スピーカー	1 個
12	無人航空機搭載用ライト	1 個
13	ポータブルバッテリー（1,000Wh クラス）	1 組

３　性能及び機能

各物品の仕様は以下のとおりとする。

なお、特段の記載がない限り、数値はおおよその目安とし、同等以上の性能を有するものであれば可とする。

また、機微情報の漏洩、操縦不能又は乗っ取り等による救助業務への支障を防止するため、調達及び運用に係る安全性、信頼性並びに情報管理に十分配慮された機体であることとする。

（１）飛行情報や撮影記録情報等の外部漏洩防止に関する事項

ドローンの飛行情報（緯度経度、高度、速度、時刻、飛行映像、その他飛行又は操縦に関連する情報の一切をいう。なお、飛行中のみならず、着陸後の飛行情報の取扱いについても同じ。）や撮影記録情報など当該ドローンが収集する情報の送信先及び保存先を網羅的に示すとともに、全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、組合の許可を得ていない者による当該情報の取得が適切に防止されていること。

（２）操縦不能や乗っ取り等による業務継続性の逸失防止に関する事項

ア　ソフトウェアのアップデート等を行う管理権限者が明確であること。

イ　ドローン及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者並びに運行管理システムの運用者を含め、強制着陸、進路変更、飛行禁止区域の設定など、組合の許可を得ていない者による操縦システムを経由した飛行への介入が適切に防止されていること。

ウ　操縦電波の暗号化等の手段により、第三者によるハッキングなどの飛行への介入を防止するための措置が適切に講じられていること。

（３）サプライチェーン・リスク等に関する事項

機器及びソフトウェア等の開発や製造過程及びアフターサービスにおいて、情報の窃取・破壊やシステムの停止等の悪意ある機能の組込みや不正な変更が加えられるサプライチェーン・リスクを低減するための体制を確立していること。

（４）本社等が立地する場所の法的環境等に関する事項

ドローン及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者が、その本社等の立地する場所の法的環境等により、サイバーセキュリティの適切性が影響を受けない理由を示すこと。

（５）ﾄﾞローンの供給安定性に関する事項

外国からの部品調達など、ドローン又は主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者の供給安定性についてリスクを評価し、それに対する対応方策を示すこと。

（６）書面確認に関する事項

上記（１）から（５）の内容について、必要な措置が講じられていることを書面等で確認できること。

なお、書面等の様式は任意様式とする。

（７）マルチローター型小型産業用無人航空機セット

下記の仕様を満たすこと

ア　無人航空機本体

（ア）形態　マルチローター型無人航空機　４モーター以上

（イ）重量　2,000g 未満（バッテリー、プロペラ、カメラジンバル等含む）

（ウ）最大フライト時間　40 分以上

（エ）最大風圧抵抗　12m/s

（オ）動作環境温度　-5℃～45℃を満足するものであること

（カ）保護等級　IP43 以上

（キ）障害物を検知する機能を有すること。

（ク）機体本体または装着バッテリーに、バッテリー残量表示機能を有すること。

（ケ）機体位置及び機体状態（ステータス）を外部に通知するＬＥＤを有すること。

イ　送信機

（ア）送信機のスイッチ操作により、離陸場所へ自律帰還できること。
（イ）通信リンク切断時に、離陸場所へ自律帰還できること。
ウ　カメラ
（ア）映像振動防止のジンバル機能（機械式又は電子式）を有すること。
（イ）静止画像に、Exif 情報（撮影位置情報、焦点距離、シャッタースピード、ISO 値）を記録できること。
（ウ）広角カメラ、望遠カメラ、赤外線サーマルカメラを搭載すること。
（エ）赤外線カメラの解像度は 640 × 512 を有すること。

（８）機体用バッテリー
前記ア記載の無人航空機本体に搭載可能であり、無人航空機本体の動力源となり、以下の要件を満たすこと。
ア　飛行時に使用するバッテリーは１個であること。
イ　安定的に運用可能な耐候性能を有すること。

（９）ポータブルバッテリー（1,000Wh クラス）
ポータブルバッテリーは、以下の要件を満たすこと。
ア　1000Wh 程度の容量を有し、AC 出力の他、USB-C ポートを搭載すること。
イ　充放電サイクル寿命は 3,000 サイクル以上であること。
ウ　最大出力は 2,600W 程度であり、重量は 15kg 未満であること。

4　機体登録
組合と協議の上、国土交通省への機体登録に必要な手続を行うこと。
なお、登録に要する費用は、契約金額に含むものとする。

5　研修
受注者は引き渡し後に研修を実施することとし、日時については、引き渡し前までに発注者と調整するものとする。

6　納入期間
令和９年２月 26 日（金）

7　引渡場所
志太広域事務組合志太消防本部　警防課（藤枝市稲川 200 番地の 1）

8　検査
納入時には組合職員の検査を受け、合格したものを納品とする。

9　保証
納入後１年間は通常使用において生じた故障について無償で修理又は交換を行うこと。

10　提出書類

納入時には、取扱説明書、保証書その他必要な書類を提出すること。

11　その他

この仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、組合と受注者が協議のうえ決定するものとし、当該協議により定めた事項については、本仕様書と同等の効力を有するものとする。

また、その他の事項については、次のとおりとする。

（1）受注者は、本装置に係る一連のシステムについて、十分な動作確認を行ったうえで、初期設定を行い運航可能な状態で納品すること。

（2）受注者は、本装置に係る一連のシステムについて、修理、点検、整備及び調整に対し責任をもって対応すること。

（3）緊急時の故障等に対応できるよう、受注者は同等又はそれ以上の性能を有する機体を保有し、必要に応じて貸出しが可能であること。

なお、貸出しに係る費用及び方法等については、別途協議のうえ決定するものとする。

（4）受注者は、静岡県内に本社、支店、営業所（修理工場）又は代理店を有し、迅速なメンテナンス及びサポート体制を確保できる者であること。

購入主管課・問い合わせ
志太広域事務組合志太消防本部
警防課　災害対策担当
山口　哲矢
ＴＥＬ　054-641-9205
ＦＡＸ　054-646-1000

物 品 売 買 契 約 書

１　物　品　名　　令和８年度　無人航空機（ドローン）整備事業

２　仕様(規格)　　別紙仕様書のとおり

３　数　　量　　２式

４　契 約 金 額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿）

５　引 渡 期 限　　令和９年２月 26 日

６　引 渡 場 所　　発注者の指定する場所

７　契約保証金　　免除（焼津市契約規則第 26 条第２項第　号　該当）

８　支 払 方 法　　納品後一括払い（銀行口座振込）

９　支 払 時 期　　請求書受理後 30 日以内

上記物品売買の実施について、発注者と受注者とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び物品売買契約条項を厳守し契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　　月　　日

発注者　　志太広域事務組合
管理者　焼津市長　中野　弘道　　㊞

住　所
受注者　　商　号
氏　名　　㊞

志太広域事務組合物品売買契約条項

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、売買契約書記載の物品（以下「契約物品」という。）の売買契約に関し、売買契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、売買契約を履行しなければならない。

２　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　受注者は、この契約の履行にあたり個人情報を取扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（確約事項）

第２条　発注者に対し、受注者は、暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないことを確約する。

（所有権移転）

第３条　物品の所有権は、物品の引渡があった時に、受注者から発注者に移転する。

（検査及び引渡）

第４条　受注者は、発注者の指示に従って約定期限に約定場所に物品を納品するものとし、発注者は物品受領後５日以内に物品の検査をするものとする。

２　物品の引渡は、発注者の検査終了と同時に完了するものとする。

３　第１項の検査によって生じた故障又は検査に要した経費は受注者の負担とする。

４　第１項の検査により合格と認めた時には、発注者は受注者に通知するものとする。

（物品の引取）

第５条　受注者は、不合格又は契約数量を超過した物品及び契約を解除された物品その他発注者から返却し得べき物品を、自己の経費をもって発注者の通知が到達した日から５日以内に引取らなければならない。

（契約不適合責任）

第６条　発注者は、受注者から引渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、その不適合を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しなければならない。ただし、契約をもってその期間を伸縮することができる。

（請求及び支払の期限）

第７条　受注者は、第４条第４項の通知を受けた後に支払を請求するものとする。

２　発注者は、受注者から正当な請求書を受理したときから 30 日以内に契約金を支払わなければならない。

（債権の譲渡）

第８条　受注者は、発注者の書面による承諾を得ない限り、発注者に対する債権を第三者に譲渡又は承継させることができない。

（引渡延滞違約金）

第９条　受注者の責めに帰すべき理由により引渡期限までに物品の引渡が完了しないときは、受注者は契約金額から（当該債務の履行分に相当する金額を控除した額につき、）引渡期限の翌日から引き渡しが完了した日までの延滞日数に応じ、当該債務の履行に係る契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞違約金を支払うものとする。

２　延滞違約金が 100 円未満であるときは、これを徴収しないものとし、100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約の解除）

第 10 条　発注者、受注者いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方はいつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

２　発注者は、受注者が暴力団関係企業等であることが認められた場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することができる。

３　発注者が、前項の規定により、当該契約を解除した場合には、発注者はこれによる受注者の損害を賠償する責を負わず、また、解除により発注者に障害が生じたときは、受注者はその損害を賠償する。

（不当介入を受けた場合の措置）

第 11 条　受注者は、暴力団関係企業等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに発注者への報告及び警察への通報を行い、捜査上必要な協力をするものとする。

（合意管轄）

第 12 条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第 13 条　この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、発注者、受注者双方協議の上処理するものとする。

入　　札　　書

1　入札番号　　第55号

2　件　　名　　令和8年度　無人航空機(ドローン)整備事業

3　履行場所　　藤枝市稲川200番地の1
志太消防本部　警防課

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（消費税抜）

令和　　年　　月　　日

発注者　志太広域事務組合
管理者　焼津市長　中野　弘道　様

住　所
入札者　　商　号
氏　名　　印

１ 入札書は、入札１件ごと1枚用意してください。
２ 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表者の職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。

記載例

入　　札　　書

１　入札番号　　第　〇〇　号

２　件　　名　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇

３　履行場所　　〇〇〇〇〇〇〇〇

入札金額は消費税額を除いた金額を記入。
「￥」マークも記入する。

上記の件について、志太広域事務組合競争[illegible]入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいので、申し込みます。

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
				￥	1	2	3	0	0	0

（消費税抜）

入札(開札)日を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者　志太広域事務組合
　　管理者　焼津市長　中野　弘道　様

会社名・代表者の職名及び氏名は必ず明記し、社印・代表者印をする。

入札者　住　所　〇〇〇〇〇〇〇〇〇
　　商　号　〇〇〇〇〇〇〇〇〇
　　氏　名　〇〇　〇〇〇〇　印

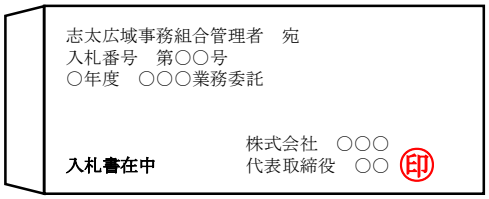
郵便入札での注意事項

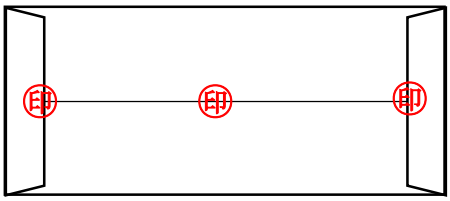
一般書留、簡易書留又は**持参**のみ有効です。
普通郵便やレターパック等での提出は無効となります。

入札書及び内訳書（必要な場合のみ）を入れる内封筒と、内封筒を入れる外封筒の二重封筒にしてください。
※窓口に持参する場合、外封筒は不要です。
（令和７年５月１日～）

＜内封筒記載例＞

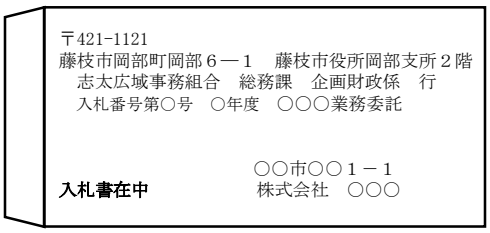
宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、商号（又は名称）、並びに代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押す。
同じ印で、封筒のつなぎ目に封印をする。
※いずれかの印がない場合、無効となることがあります。





＜外封筒記載例＞

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、住所、商号（又は名称）を記入する。



その他の規定については、「郵便入札に関する要領」や「競争契約入札心得」等（下記①のページのうち、「関連法規など」）をご覧ください。

志太広域事務組合ホームページ＞組合の概要＞入札・契約＞入札情報　…①
https://www.shida.or.jp/about/tender/115.html
郵便入札に関する要領　…②
https://www.shida.or.jp/material/files/group/2/yubinnyusatsuyoryoR070501.pdf

①

②